

議案第 2 2 号

渋川市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 2 7 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例

渋川市建築基準法関係手数料条例（平成 1 8 年渋川市条例第 2 6 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 法第 8 5 条第 5 項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査の項中「第 8 5 条第 5 項」を「第 8 5 条第 6 項」に改め、同表法第 8 6 条第 2 項の規定による複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査の項中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同表法第 8 6 条の 2 第 1 項の規定による同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査の項を次のように改める。

法第 8 6 条の 2 第 1 項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定の申請に対する審査	建築物（一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。）の数が 1 である場合にあつては 7 8, 0 0 0 円、建築物の数が 2 以上である場合にあつては 7 8, 0 0 0 円に 1 を超える建築物の数に 2 8, 0 0 0 円を乗じて得た額を加算した額
--	--

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 6 法第 8 5 条第 5 項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査の項の改正規定は、公布の日から施行する。

理 由

建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案		現 行	
別表第6（第2条関係） 許可等申請手数料		別表第6（第2条関係） 許可等申請手数料	
手数料を徴収する事務	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の額
法第42条第1項第5号の規定による道路位置の指定の申請に対する審査	50,000円	法第42条第1項第5号の規定による道路位置の指定の申請に対する審査	50,000円
(略)		(略)	
法第85条第6項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	120,000円	法第85条第5項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	120,000円
(略)		(略)	
法第86条第2項の規定による複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物（建築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	法第86条第2項の規定による複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物（既存建築物を除く_____。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
法第86条の2第1項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定の申請に対する審査	建築物（一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	法第86条の2第1項の規定による同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	建築物（同一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
(略)		(略)	

--	--